

**令和 8 年度 首里城公園防災・防火に係る検討業務委託
特記仕様書**

1. 業務目的

本業務は、「首里城公園管理体制構築検討委員会」（令和 3 年度～令和 7 年度）において検討された首里城公園の新たな管理体制に基づき、防災・防火業務仕様書や運用マニュアルの見直し内容を確認するとともに、公園利用者及び現場スタッフを対象とした防災設備等の取扱いに関するツールの製作等を行うことで、首里城公園における実効性ある防災・防火管理体制の維持・向上を図ることを目的としている。

2. 履行期間等

履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

履行場所 那覇市首里

3. 業務内容

(1) 計画準備

過年度実施された首里城公園管理体制構築検討委員会における検討経緯について整理を行う。

① 前提条件の整理

本業務に先立ち策定した下記報告書等に示す前提条件の整理を行う。

- (イ) 首里城火災に関する再発防止等報告書(令和 3 年 3 月)
- (ロ) 首里城火災に係る再発防止策（基本的な方向性）(令和 3 年 4 月 2 3 日)
- (ハ) 首里城公園管理体制構築計画（令和 4 年 4 月）
- (ニ) 過年度の首里城公園管理体制構築検討委員会資料・議事概要沖縄県 HP（下記 URL）から入手可能

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012860/1012868.html>

② 既往資料の収集・整理

上記①により整理した条件等に必要資料の収集・整理を行う。

(2) 防災対策本部の初動対応の検討

防災対策本部（首里城公園管理センター）内における人員の役割分担、情報伝達、指揮命令系統、運用手順等について詳細に整理し、必要な対応方策を取りまとめる。

(3) 新たなフェーズ（復元整備段階）に応じた課題の検討

フェーズ⑧北殿工事中及びフェーズ⑨北殿供用開始・御庭整備中における初動対応について、沖縄総合事務局その他関係機関との調整を踏まえ、課題整理及び運用方法の検討を行う。

国の北殿整備に係る検討と連携し、フェーズ⑨における利用者動線、避難動線など初動対応等検討に係る課題を抽出し、対策（案）を検討し、次年度以降の検討事項として、資料を取りまとめる。

※フェーズ⑨-1 北殿完成、御庭（北側）整備

フェーズ⑨-2 北殿供用開始、御庭（南側）整備

なお、各フェーズの計画図については、沖縄総合事務局が実施した「令和6年度首里城復元に向けた技術検討委員会 第2回防災ワーキンググループ会議（R6.11.7）」資料3を参考とすること。（下記URLから入手可能）

https://www.ogb.go.jp/kaiken/matidukuri/syurijou_hukugen_iinkai/R061107

（4）首里城公園防災・防火業務仕様書や運用マニュアルの見直し

令和8年の正殿完成後も公園内の施設整備が進むことを踏まえ、防災・防火業務に係る仕様書、初動対応マニュアルその他運用マニュアルについて、新たなフェーズに応じた見直しを行う。

また、モニタリング及び自己点検結果を踏まえ、運用改善の観点から必要な修正事項を整理し、改訂案を作成する。

（5）防災訓練への参加

首里城公園で実施される防災訓練に参加し、訓練記録の作成、課題整理及び今後の改善事項の整理を行う。

（訓練への参加は、8回程度とする）

※訓練後に実施するリスクマネジメント連携会議に参加し、課題整理等を行う。

（6）公園利用者・現場スタッフ向け防災設備等の取扱いに係るツールの製作

令和7年度に検討した公園利用者向けパンフレット及び現場スタッフ向けポケットブックについて、デザイン作成、レイアウト調整、版下作成、校正、印刷製本を行う。印刷は各200部とする。

また、必要に応じて、記載内容の更新、図面・イラストの修正及び電子データ化を行う。

（7）首里城公園管理体制構築検討業務（R4～R7）の報告書作成

管理体制構築検討業務の報告書作成及び印刷製本を行う。印刷は各50部（150頁程度）とする。

（8）打合せ協議

本業務を行うにあたって、以下の段階で調査職員と打合せ協議を行う。

① 業務着手時

② 中間（2回）

③ 成果品納入時（業務完了時）

(9) 報告書作成

本業務について、報告書としてとりまとめる。

4. 成果品

本業務は、電子納品対象業務とする。

- (1) 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。
- (2) 業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。
- (3) 業務成果品は、電子媒体（CD-R 等）で（正）1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。
 - ① 防災・防火に係る検討業務報告書 ファイル 1部
 - ② 公園利用者向けパンフレット 200部
 - ③ 現場スタッフ向けポケットブック 200部
 - ④ 首里城公園管理体制構築検討業務（令和4～7）報告書 50部（150ページ程度）
 - ⑤ 報告書 電子納品 1式
 - ⑥ その他（調査職員が指示するもの）
- (4) 納入場所
那覇市泉崎1-2-2（県庁10階）沖縄県土木建築部首里城復興課 復興推進班

5. 配置技術者について

(1) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事した経験を有する者。）
- c R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(2) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成28年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a又はbの実績を1件以上有すること。

- a 同種業務：国営公園又は県営公園の管理運営計画（防災計画を含む）の調査業務
- b 類似業務：国営公園又は県営公園の防災計画の調査業務

（同種業務、類似業務とも日本国内における国、都道府県、政令指定都市、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

6. 保険加入

受注者は、共通仕様書 1139 条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）

〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

7. 再委託の範囲

本委託業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 3 業務内容 (2)(3)(4)(6)の業務に係る参考資料収集・検討資料作成支援

8. その他

- (1) 別途開催される沖縄総合事務局実施の「首里城復元に向けた技術検討委員会」等との連携や調整が必要な場合は、対応するものとする。
- (2) 「首里城公園防災・防火管理評価委員会」の意見や本業務の詳細検討の結果、首里城公園防災・防火業務仕様書及び初動対応マニュアルの見直しが必要な場合は、対応するものとする。
- (3) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- (4) 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。